



二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	材料の種類		規 格
	(一)	(略)	
壁材	屋外に面する部分 （防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	製材	製材規格に規定する下地用製材の板類の一級
		(略)	

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	材料の種類		規 格
	(一)	(略)	
壁材	屋外に面する部分 （防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	製材	製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級
		(略)	

第七條 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第二 材料	第一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D.一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第一部表十四の樹種としなければならない。	第二 材料	第一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D.一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。

第八條 建築基準法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正  
 建築基準法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第一 (略)	2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成材（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成材の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第七百一号））	第一 (略)	2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成材（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号））